

たつの市環境審議会設置条例

平成17年10月1日 条例第114号

(設置)

第1条 本市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、たつの市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 住民を代表する者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項の委員のほか、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

2 専門委員は、専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。